

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市人と動物との共生社会推進懇話会				
事務局 (担当課)		生活衛生課 電話042-769-8347(直通)				
開催日時		平成31年3月27日(水) 午後1時30分～3時				
開催場所		ウェルネスさがみはら7階 視聴覚室				
出席者	委員	6人(別紙のとおり)				
	その他	0人(別紙のとおり)				
	事務局	3人(生活衛生課長、他2人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 あいさつ 2 議事 (1)(仮称)動物愛護センター基本構想の検討に向けたサウンディング型市場調査の結果について (2)「相模原市猫の適正飼養ガイドライン策定」 「動物愛護事業に携わるボランティアの登録」 「地域猫活動モデル事業の事業化」 の实施状況等について 3 その他 4 意見交換				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 あいさつ

課長あいさつ

2 議事

事務局から、(1) 及び (2) について説明し、委員よりご意見をいただいた。

(1) (仮称) 動物愛護センター基本構想の検討に向けたサウンディング型市場調査の結果について

(仮称) 動物愛護センター(以下、「センター」という。)を建設する場合には、官民共同で出資する第三セクターとするのか、民間の資金のみを使って建設したものを公的施設として利用していくのか。

現時点で断言できない。P F I方式には様々な事業形態があり、例えば民間資金にて建設等を行い、業者は建物のテナント貸出料や行政からの定額支払いを受け取る形態がある。

収益になりにくい業態であり、行政の責任の所在の問題があるので、民間を取り入れた形態はかなり難しいと考える。また、他政令市においても、保護される犬が減り、センターの利用者も減ってきていることから、活用に苦慮している。利用者が少ないのは行政上好ましくなく、慎重に進める必要がある。

民間との共同運営であれば、収容された動物に関して民間団体が管理するのか、行政が責任を持つのか。現在、市では負傷や乳飲み児等の動物は獣医師会やボランティアにお願いしている状態だが、センターを設置すると県と同様に、回復後の動物を収容しなくてはならない。収容された動物が停滞しような仕組みも含め、取扱いを考えていく必要がある。

委員のご意見はセンター機能の根幹をなす部分である。今現在本市においては、センターがない中で、ボランティアの方等にお願いしている部分について、市として新しい飼い主を探す活動、運営面等について考えていく必要がある。その際は、既に動物愛護センターのある自治体を参考に、本市のセンターとしての運営方法を検討していく。

他自治体では検討委員会等で安楽死の考え方について検討されている。市で運用することになる際は、よく考えてもらいたい。

他自治体での例を参考に整理させていただきたい。

他自治体での同様事例を教えてください。

P F I事例で動物愛護センターを建設した例は1例のみで、新潟市内にある県の動物愛護センターが該当する。当該センターのP F I事業は今回のサ

ウンディング型市場調査で得られたような、企業が積極的に動物愛護事業の提案を行うものではない。

今回の提案は、本市がセンターを建てる際はこういった公民連携等の試みを行わなければならないとのことで行った様子だが、こういった手法が加わらなければ新規施設の整備は認められないという認識でよいか。

本市は過去に人口急増時代を経て、現在は施設の改修や維持管理費を要する時期となり、加えて今後の人口減少社会が見込まれる中、新しい建物を今後維持していくことが難しい状態であることから、市の考え方として、まずは収益事業や民間資金の投入ができる可能性を検討することとしている。検討を行った上で、行政上の責任の部分や業態になじまないものもあると思われるが、まずはその可能性について検討が必要である。

そうすると、建築物の整備は、例えば提案にあった学校などの既存のものを使うような方法が市として承認が得やすいということか。

既存の建物を活用するという考え方としては、そういった側面がある。使われなくなった学校であれば、市の中心から離れているところばかりというイメージがある。

廃校でなくても、隣り合った学区の地域を統合することも考えられ、中心から遠いところばかりではない。

他政令市のセンターは、交通の便が悪く、人が来ない要因となっていると思われる。

場所は非常に重要な事項だと認識している。

学校施設を改修して使えるとすれば、災害対策としても有効だと思われる。

センターの基本機能として、動物の災害対策は重要であると認識しており、総合的に今後も検討を進めていきたい。

本調査に参加した5団体の内訳は

動物関係3団体、設計・コンサル1団体、建築・テナントリース等1団体である。

(2)「相模原市猫の適正飼養ガイドライン策定」

「動物愛護事業に携わるボランティアの登録」

「地域猫活動モデル事業の事業化」

の実施状況等について

年間予算はいくらか。また、助成金額は。

年間予算は正確な数字を確認し、お伝えする。助成金額は上限がオス5,000円、メス8,000円である。

市は、相模原市猫の適正飼養ガイドラインを広く配布したいとのことであるが、動物取扱業者のうち、ペットショップにお願いしてはいかがか。ペットショップであれば飼っていた方、これから飼う方が店にくるはずなので、効果的である。

ご提案のとおり、実施を検討する。

去年までの飼い猫を対象とする助成金から今年の野良猫を対象とする助成金に変更したことで、市としてはどのように考えているか。

去年よりも助成金額が上がっていること、野良猫を対象とすることで地域の環境被害への取組につながっていることを考えると、対象を変更した良い効果があったと考えている。

実際に捕獲器をかけて猫を捕まえた際、想定していた対象猫よりも多くの猫を捕獲してしまうことがあり、去年までの制度だと助成金額が小さいため、特定の猫以外は手術できない、といったケースがあったが、今年度は捕獲できたほとんどの猫を手術できた。相談者が認識していた猫以外も手術できるようになったのは良かった。

さらに、相談者がサポーターとなる事例が多々あり、ただ野良猫に餌を与えていた方が、自分の周りの地域だけでもしっかりと手術等まで管理するように意識が高まったことは良かった。

逆に、助成金がなくなったことから自分の飼い猫の手術をためらうケースが増えている。

飼い猫の手術をためらうケースというのも認識しているが、猫の適正飼養ガイドラインにもあるように、飼い主の責務として自身の猫は責任をもって飼育してもらおうよう、引き続き啓発等を行っていきたい。

神奈川県では平成31年10月から、一般の方が10頭以上の多頭飼育についての届け出を条例で定め、従来よりも多頭飼育崩壊に繋がるケースに介入することができるかと期待している。市では補助金の用途の変更により手術しない飼い猫が増加することが考えられることから、多頭飼育崩壊を未然に防ぐ対策についても検討していくとよい。

猫の適正飼養ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)について、本懇話会で初めて知った。獣医師会にも伝えれば、配架できると思う。

大変ありがたい。相談させていただく。

地域猫の協力病院が緑区にはないとのことだが、緑区内に動物病院はいくつあるのか。

病院数は把握していないが、動物取扱業者の登録等から確認し、後日お伝えする。

ガイドラインの配架について、動物病院、ペットショップのほか、ブリーダー

ーにもお渡しするとよい。

環境省で、社会福祉と多頭飼育の問題で新たに検討会が立ち上がっている。現在、社会福祉協議会などに配架しているか。

市からは行っていない。

本懇話会委員から、ガイドラインの回覧を行った。社会福祉協議会では、各地区にケースワーカー配置されており、近所のトラブル等の相談が寄せられている。その中にはペットの鳴き声、糞尿苦情があり、それらの苦情にアプローチしてみると、飼育者に精神的な障害等様々な問題があり、対象者を否定することなく、民生委員や自治会役員等と連携するなどしてケースワーカーが解決を図っている。地域猫として周囲の理解を求めていく活動をケースワーカーが行っていることがあるということが地域でも周知されれば、猫の問題はより解決に向くのではないか。

早い段階で相談があると対策をとることができるため、対象者が死亡、入院してしまう前の段階で知らせてほしい。多頭飼育崩壊は、生活保護など生活困窮者が手術できなくて発生してしまうことがある。また、家の中での多頭飼育崩壊だけでなく、外猫における多頭飼育崩壊が起こることがあり、市においても生活衛生課とそういった部署の連携を高めることが解決に向けて重要である。

動物に係る事業者や市民にとっては、不妊去勢手術に助成金があることを知っている者が多いが、ホームヘルパー等のケアを専門とする方は知らないこともあると思われる。一方、社会福祉の法的関係等は動物に係る事業者や市民は知らないことが多くあると思われる。互いに情報を共有できるといいと思う。

介護事業所などでは、被介護者の入院、高齢等により飼えなくなってしまった猫の対処にも苦慮し、仕方なくケア担当者が飼うことになるケースもある。ガイドラインを介護事業所に置いてもいいかもしれない。

本来、ホームヘルパー等は動物の世話までは仕事の範囲でないが、事業の周知、連携により少しずつ解決できればよい。

3 その他

来年度以降の懇話会について説明し、委員よりご意見をいただいた。

動物愛護法の改正について、今後相模原市の条例等にどう落とし込んでいくのか、テーマとして議事になり得る。

センター整備検討の今後の流れ、スケジュールを教えてください。

具体的なスケジュールは未定であり、来年度はサウンディング型市場調査結果に基づき検討を行う。

4 意見交換

本市における動物愛護のイベントが少ないと感じる。県内他市においては、環境イベントの中で譲渡会や普及啓発を行うことができ、県庁においても様々な業者や団体が参加する中、譲渡会を行う例がある。昨年度の本市の環境祭りにおいては、関連性がないということで参加できなかった。

昨年度行った動物愛護フェスティバルは、予算削減もあり、犬猫が参加できないものであった。收容された動物を外に出すための手段としても、センターができてからではなく、今から引き取りやすい環境を整えていくことが必要。

他政令市では協議会で資金を募ってイベントブース出展する取組をしている。民間ベース、協賛等の方法でも、イベントを計画する方法がある。

都内では民間が入って様々な物販のある大きいイベントを開催している。「動物愛護」をテーマにすると、動物に興味がある人しか参加しないが、動物に興味のない方が参加するイベントの中に動物を関わらせれば、間口を広げることができる。災害対策などの例で、人の防災グッズが並ぶ中ペットの防災グッズもあると、動物に興味のない方が意識することになる。

一方、動物愛護がメインのイベントでなければ、その意義が薄れがちなので、注意が必要である。

災害が起きると、社会福祉協議会が職員派遣として現地に赴くが、ペットを飼っているため避難所に入れないというケースがみられる。本市でも毎年総合防災訓練を行っているため、そういった訓練を活用して普及啓発するとよい。

災害対策がテーマのイベントは今様々なところでやっていて、消防を呼んで煙の中を走る練習等、ペット同伴でやっていたものもある。

本市にも防災関連でペット対策のコーナーもあるが、ブースが分かれており、動物に係る人以外が関わられる状況にないのが実情である。

本市は政令指定都市ではあるが、災害時の動物救護活動も神奈川県の中に入る形になっているのか。

避難所対策等は市で行うものの、收容しきれない動物等に関しては、県の災害受入れ対象としている部分である。

市としてやっている動物愛護週間のイベントは何か。

総合大型商業施設の中で、動物愛護キャンペーンを行っている。ペットの相談やしつけ方教室、飼い方の啓発やグッズ展示を行っている。

もう少し動物を飼っていない人が足を運ぶイベントがあると良いかもしれない。一例として、昨年、神奈川県とボランティアが県のセンター内で実施したイベントは、犬の心音を聞かせたり、マイクロチップの読み取りをしたり、子供が参加しやすいイベントを行った。

神奈川県で行っているマイクロチップ装着の補助は市では行わないのか。

現在行う予定はない。

神奈川県では、収容動物を譲渡に出す際、マイクロチップ装着、ウイルス検査、駆虫、ワクチン接種を済ませている。市が県に送った動物もそういった処置を行ってから引きとるため、ボランティアとしてはそちらの方が助かる。しかし、市が自前で処置をした方が県に依頼する委託費より安く済むと思われるがいかがか。

そのとおりであるが、設備がなく、行えないのが現状である。

犬だけでなく、猫も譲渡する場合はマイクロチップを入れるべきではないか。

現状、マイクロチップの法的な位置づけがなく、今後の動物愛護法改正の動向をみて、検討を行う必要があると考えている。

すべて市の予算で賄うには限界があるため、寄付を募ることを考えてもいいと思われる。

保護した猫を譲渡する際、不妊去勢手術、ワクチン接種を行うが、市の助成金を利用しなかった場合、当該代金を譲渡先に請求している。一方、助成金を利用してしまうと、譲渡先に請求できない。助成金を利用して手術した猫を譲渡する際、譲渡先から手術代を請求し、市に戻すことはできないか。できるならば、より多くの不妊去勢手術に助成金を回せると考える。県から譲渡を受けるときも県に手術代を支払っており、同様の手続きをとれないか。

市は補助金を利用して手術を行っていることから自前で手術を行っている県とは異なる。助成金という形態上、戻入は難しい。今後の検討材料とさせていただきたい。

相模原市人と動物との共生社会推進懇話会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	植竹 勝治	麻布大学	教授	欠席
2	鹿山 航	一般社団法人 相模原市獣医師会	獣医師	出席
3	山田 佐代子	公益財団法人 神奈川県動物愛護協会	会長	出席
4	大矢 秀臣	全日本動物輸入業者協議会	事務局長	出席
5	大木 恵	相模原市自治会連合会	理事	欠席
6	大貫 栄	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会	福祉推進課 市民活動係長	出席
7	石丸 雅代	たんぼぼの里	代表	出席
8	山本 和子	相模原市動物愛護推進員		出席
9	川久保 真由美	相模原市動物愛護推進員		欠席